

【標準業務報酬案内表】

2023年7月1日

実業務に対する報酬額のお見積りをさせて頂く場合には、ご依頼者の具体的な業務内容に基づいて算定し、ご相談の上 決定いたします。

業務	条件	建設業	備考
業務内容	従業員数	報酬／月額	業務内容
顧問業務	30人未満	10万円	事業場の顧問として、安全衛生を含む施工全般に係る相談を受け継続的にその対応策の指導等を行います。契約期間は、1年単位としています。
	30～100人	12万円	
	100～300人	15万円	
業務内容	条件・種別	報酬	業務内容
安全衛生指導	現場巡視、労働災害対策会議等	10万円／日	個別案件（現場巡視、労働災害等）に対する対応策の指導等を行い日単位の契約とします。
施工改善指導	現場巡視、教育資料作成支援、教育の実施は含みません	10万円／日	現場巡視を通じ、現場に潜む安全対策、品質対応、作業効率、環境対策などに対し独自帳票により○×判定し情報の共有化を図り従業員のレベルアップを図る教育支援の報酬です。
安全衛生診断	コンプライアンス、安全衛生水準等	10万円／日	安全衛生の診断を行い、その対策に対する指導等を行い日単位の契約とします。
教育訓練業務	職長教育、各種特別教育、その他教育訓練（RA、KY等）	15万円／日	法定教育及び法定外の各種安全衛生の教育訓練を行います。報酬には、会場費・教材費・資料調査費等は含んでおりません。
教育訓練業務	話し込み教育（討議式教育）	50万円 ／2回・年	安全衛生を含む施工技術全般において、社員の技量や能力向上に向けた自己解決力を養う教育です。事前に行うメソッド教育、討議テーマの設定など事前調査費用を含みます。
講演業務	1～2時間	10万円／件	安全衛生に関係し、ご依頼に応じた話題を中心に公演を行った場合の報酬です。
	2時間以上	15万円／件	
立会業務	半日単位	5万円／件	事業者の依頼により、関係官庁が行う調査や検査等に立会、個別指導等を行う場合の報酬です。
	1日単位	10万円／件	
文書作成業務	管理規定類、基準類、作業手順書等	5万円～／文書	安全衛生管理上で必要となる管理規定、具体的な作業手順書等の文書作成や作成支援の報酬です。

注1) 宿泊費：目的地までの距離が片道100km以上又は、所要時間が片道2時間以上で、前泊又は後泊した場合の宿泊の実費並びに、宿泊を伴う場合の日当（2万円/宿泊）をご負担いただきます。

交通費：事務所から目的地までの往復の交通費（電車・船・航空機・タクシー・バス）の実費

注2) 上記の業務報酬には、別途消費税を付加させていただきます。

注3) 費用のお支払いは、当方指定の銀行口座をお願いします。又、お振込手数料は、ご依頼者様にてお願いします。

SAKIコンサルタント事務所

〒546-0014大阪市東住吉区鷹合1-19-10

06-6693-0561